

平成 30 年第 7 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 30 年 7 月 17 日（火）午後 2 時 6 分

2 閉会日時

平成 30 年 7 月 17 日（火）午後 2 時 36 分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5 階 大研修室

4 出席者

- |              |           |
|--------------|-----------|
| (1) 教 育 長    | 成 田 一 二 三 |
| (2) 教育長職務代理者 | 佐 藤 克 則   |
| (3) 委 員      | 石 澤 千 鶴 子 |
| (4) 委 員      | 斎 藤 誠 子   |
| (5) 委 員      | 池 田 享 誉   |
| (6) 委 員      | 大 嶋 憲 通   |

5 事務局出席職員

- |                  |         |
|------------------|---------|
| (1) 教 育 部 長      | 工 藤 裕 司 |
| (2) 理事教育次長事務取扱   | 佐々木 淳   |
| (3) 浪岡教育事務所長     | 山 内 秀 範 |
| (4) 参事総務課長事務取扱   | 奥 崎 文 昭 |
| (5) 参事文化財課長事務取扱  | 葛 西 俊 一 |
| (6) 参事学校給食課長事務取扱 | 佐々木 祐 子 |
| (7) 文化学習活動推進課長   | 奥 崎 和 彦 |
| (8) 中央市民センター館長   | 渡 邊 薫   |
| (9) 市 民 図 書 館 長  | 伊 藤 慶 尚 |
| (10) 学 務 課 長     | 作 間 和 博 |
| (11) 指 導 課 長     | 須 藤 隆 文 |
| (12) 浪岡教育事務所教育課長 | 兼 平 慶 治 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

- 議案第 32 号 青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書  
について (教育委員会事務局総務課)
- 議案第 33 号 青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正  
する規則の制定について (指導課)
- 議案第 34 号 青森市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について (指導課)

(2) 報告

- ①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)
- ②小・中学校のブロック塀の安全点検結果について (教育委員会事務局総務課)

- ③指定管理者の募集等について (中央市民センター、教育課)  
④青森市民図書館の8月の開館時間変更について (市民図書館)  
⑤青森市海外交流事業について (指導課、教育課)

## 7 会議録署名委員

- (1) 斎藤 誠子  
(2) 大嶋 憲通

## 8 会議の概要

午後2時に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7のとおり指名する。

初めに、議案第32号から議案第34号までの計3件について審議し、いずれの議案も原案のとおり決定した。

次に、5件の事案を報告し、午後2時36分に閉会した。

## 9 会議の状況

### (1) 議事

#### ○成田教育長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第32号「青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」事務局から説明をお願いします。

#### ○教育部長

議案第32号「青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」御説明申し上げます。

平成29年度の青森市教育委員会事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書が別紙のとおりまとまりました。

この教育委員会事務の点検・評価につきましては、教育委員みずからが事務事業の点検評価を行うことにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていこうという趣旨から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき実施しているものであり、あわせて市議会への報告及び公表が義務づけられているものです。

評価につきましては、青森市教育振興基本計画の第2次計画に掲げた20の基本施策について、その目標の達成状況を踏まえながら、事務点検評価アドバイザーからも御意見をいただき、基本施策ごとに点検・評価を実施しました。

資料の目次をごらんください。

報告書の構成は、1つには、平成29年度教育委員会活動状況等として、教育委員会の構成、教育委員会会議の審議案件及び教育委員会会議以外の主な活動状況について、2つには、教育委員会事務の点検・評価方法について、3つには、点検・評価結果として、基本施策ごとに平成29年度の取り組み状況、成果、課題及び今後の方向性について、それぞれ記載されております。

なお、報告書の詳細な説明につきましては、教育委員の皆様が直接点検・評価していただいた内容となっておりますので、割愛させていただきます。

本日、御議決を賜れば、平成30年第3回青森市議会定例会に報告する予定としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 32 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 32 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 33 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 33 号「青森市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

本規則の改正概要と新旧対照表を記載した附属資料を、議案とあわせてごらんください。

本規則は、青森市就学指導委員会条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものであります。

改正の内容につきましては、本規則第 2 条第 2 項中「就学指導室」を「教育支援室」に改めるもの、また、別表第 1 の指導課の分掌事務第 16 号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に改め、あわせて第 17 号中「就学指導委員会」を「教育支援委員会」に、「就学指導」を「教育支援」に改めるものであります。

施行期日につきましては、青森市就学指導委員会条例の一部を改正する条例の施行期日である平成 30 年 8 月 1 日と同日としております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 33 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 33 号については原案のとおり決定することといたします。

次に、議案第 34 号「青森市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」事務局から説明をお願いします。

**○教育部長**

議案第 34 号「青森市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について」御説明申し上げます。

議案をごらんください。

青森市教育支援委員会は、8 月 1 日より施行される青森市教育支援委員会条例に基づき、教育委員会が障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事

情を勘案した教育を受けさせることが適切であると認める者に係る適切な教育について調査審議し、その結果を教育委員会に具申することを目的に設置しているものであります。

本議案につきましては、現在の就学指導委員会委員の名称変更及び任期が平成 30 年 7 月 31 日をもって満了になることに伴い、新たな委員として、青森市教育支援委員会条例第 5 条第 2 項の規定に基づき、「教育学に関する専門的知識を有する者」として 1 名、「医学に関する専門的知識を有する者」として 6 名、「心理学に関する専門的知識を有する者」として 1 名、「その他障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案した適切な教育に関する専門的知識を有する者」として 12 名、合計 20 名について、各種団体等からの推薦を受け、委嘱及び任命しようとするものであります。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、議案第 34 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

**○成田教育長**

御異議がないようですので、議案第 34 号については原案のとおり決定することといたします。

**(2) 報告**

**○成田教育長**

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 5 件となっております。

それでは、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

**○総務課長**

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（平成 30 年 6 月 1 日～6 月 30 日）」をごらんください。

小・中学校の寄附採納につきましては、株式会社青森銀行様からホワイトボード、浜館町会リサイクルチーム様から児童図書、原別小学校 P T A 様から自走用車椅子の寄贈申し出があり、受領いたしました。

また、小・中学校以外の寄附採納につきましては、一般財団法人大坂会様から児童図書の寄贈申し出があり、受領いたしました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

**○成田教育長**

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

**○成田教育長**

それでは、次に、報告 2 「小・中学校のブロック塀の安全点検結果について」事務局から説明をお願いします。

**○総務課長**

本市の小・中学校のブロック塀等の安全点検を実施した結果について御報告申し上げます。

配付資料をごらんください。

初めに、経緯についてであります。平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市の小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、通学中の女子児童が挟まれ亡くなるという事故が発生したことを受け、学校におけるブロック塀等の安全点検を行うよう、文部科学省から青森県を通して通知がありました。

次に、教育委員会事務局の対応についてであります。地震発生と女子児童死亡の報道を受け、地震当日の6月18日に、小・中学校に対し、学校施設と通学路の安全確認を依頼しました。

通学路につきましては、地震翌日の6月19日に危険箇所を報告するよう通知したところ、51件の報告が寄せられており、これらにつきましては、小・中学校に対し注意喚起しておりますが、当該危険箇所につきましては、都市整備部において対応することとしております。

また、学校施設のブロック塀等につきましては、6月20日に、小・中学校に対し設置状況調査を依頼し、その結果を踏まえ、教育委員会事務局による安全点検を6月28日から7月6日まで実施しました。

次に、安全点検の判定基準と実施した点検内容についてであります。判定基準はあらかじめ文部科学省から示されており、建築基準法施行令第61条の石やれんがを積んだ構造の組積造の規定または第62条の8の補強コンクリートブロック造の規定への適合状況及び劣化、損傷の状況となっており、判定基準をもとに、①から⑥まで外観から点検しました。

なお、本市の学校には組積造の塀はありませんでした。

次に、点検結果についてであります。まず、小・中学校におけるブロック塀等の設置状況につきましては、本市の小・中学校施設65校のうち、ブロック塀が設置されている学校は28校ありました。そのうち、9校の小・中学校のブロック塀の一部に基準に適合しない箇所が確認されました。

適合していない状況につきましては、1つには、控え壁を必要としない高さ1.2メートル以下であっても、学校周囲の道路勾配や隣地地盤の高さの変化により、一部が5センチメートルから10センチメートル程度1.2メートルの高さを超えており、控え壁を必要とする箇所が4校で6カ所ありました。2つには、控え壁を必要とする高さ1.2メートルを超えており、控え壁はありましたが、間隔が4メートルから5.7メートルとなっており、控え壁の規定による3.4メートルよりも広がった箇所が4校で5カ所ありました。3つには、塀の中の横方向の鉄筋が配置されていないものが1校あり、合わせて9校、12カ所において基準に適合しない箇所がありました。

なお、学校名につきましては、表の右の欄の記載のとおりとなっております。

不適合箇所につきましては、当該箇所に近づかないよう注意喚起を図ったところであり、今後は、改修や撤去等の安全対策を講じてまいります。

説明は以上です。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

#### ○石澤委員

安全点検の結果についてお知らせいただいたんですけども、設置されている学校の不適合部分であるとか、通学路におけるブロック塀の危険なところに関しては、他部局であ

る都市整備部へ速やかに対応していただき、改善していただくよう要望いたします。  
よろしく願いいたします。

○総務課長

都市整備部へは既に対応を依頼しており、7月12日時点で、当該危険箇所43件のうち35件の方には、通知しているところであります。

あとは、住所が判明し次第、随時また通知していくということを伺っております。

○成田教育長

そのほか、御意見、御質問等ありますか。

○佐藤委員

ブロック塀のことを例にとると、今、都市整備部との両輪で一緒に対応している関係となっていますが、そのほかにも教育委員会と市長部局が両輪で対応しなければならないテーマがたくさんあると思っており、未解決な部分——私から見れば、例えば、今まで随分話題になって前に進んでいない放課後児童会と放課後子ども教室の連携であるとか、または青森市の課題であるごみの問題などがありますが、ぜひ、これを機に教育委員会と市長部局の連携ということについて、一層前に進んでいただければと思っております。

○成田教育長

そのほか、ありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告3「指定管理者の募集等について」事務局から説明をお願いします。

○中央市民センター館長

教育委員会事務局が所管する施設の指定管理者の募集等について御説明申し上げます。

お手元の資料「指定管理者の募集について」をごらんください。

来年度に更新を予定している施設につきましては、配付資料のとおり、中央市民センター一所管施設であるNo. 1「青森市西部市民センター」の1施設、浪岡教育事務所教育課所管施設であるNo. 2「青森市浪岡細野山の家」及びNo. 3「青森市浪岡中央公民館」の2施設、以上、合わせて3施設となっております。

募集形態につきましては、原則として公募によることとしておりますが、これらの施設は、青森市指定管理者導入基本方針において、「例外として公募によらずに指定管理者候補者の選定を行うことができる場合」として示されるように、地元住民団体が管理運営を行うことにより、コミュニティ意識の醸成や地域住民による主体的な活動の促進が期待されることから、非公募とするものであります。

また、これらの施設の指定期間につきましては、全て、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としております。

今後のスケジュールといたしましては、8月1日水曜日から9月7日金曜日までを応募要項配付期間とし、施設所管課において配付することとしております。

その後、8月31日金曜日から9月7日金曜日まで申請書等を受け付けし、10月上旬以降に開催する指定管理者選定評価委員会において指定管理者候補者を選定審査し、これを踏まえ、教育委員会が候補者を決定いたします。

また、当該指定管理者の指定に関する議案については、教育委員会定例会での審議を経て、平成30年第4回青森市議会定例会に提案する予定としております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

それでは、次に、報告4「青森市民図書館の8月の開館時間変更について」事務局から説明をお願いします。

#### ○市民図書館長

青森市民図書館の8月の開館時間の変更について御報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

青森市民図書館は、青森市民図書館条例施行規則により、開館時間を午前10時から午後9時までと規定しておりますが、学生の自主学習等を初めとする利用者のニーズに配慮し、また、市民サービスの向上を図るため、平成22年度から、8月及び1月において開館時刻を1時間早め、午前9時としているところであり、今年度も同様に開館することといたしました。

また、8月2日から7日までのねぶた祭期間中につきましては、例年、来館者による混乱等を防ぎ、施設の環境を良好に保持するため、地下の飲食店を除きアウガ全館を午後8時で閉館しております。今年度もアウガ管理組合より、開館時間変更の協力要請がありましたことから、午後8時で閉館することといたしました。

なお、青森市民図書館の開館・閉館時間の変更につきましては、「広報あおもり」7月15日号、青森市ホームページ及び青森市民図書館ホームページへの掲載、並びに青森市民図書館内や関係機関等へのポスター掲示などにより周知を図っているところであります。

以上でございます。

#### ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

#### ○成田教育長

それでは、次に、報告5「青森市海外交流事業について」事務局から説明をお願いします。

#### ○指導課長

青森市海外交流事業について御報告申し上げます。

教育委員会では、平成30年度も昨年度同様、中国大連市との友好交流推進事業、アメリカ合衆国メイン州との青森市中学校生徒海外派遣・受入事業の2つの海外交流事業を、7月から8月にかけて実施することとしております。

配付資料1をごらんください。

初めに、友好交流推進事業（中国大連市）概要について御報告申し上げます。

本事業は、青森市と中国大連市の児童生徒が交流することを通して、国際感覚やコミュニケーション能力を高めるとともに、両市の相互の発展に寄与することができる人材を育成することを目的に実施するものであります。

本市と大連市の児童生徒の交流につきましては、平成26年度から、横内小学校、幸畑小学校、横内中学校の3校で実施しており、平成28年度からは、3校に加え、青森市全域の小・中学生にも参加対象を拡大して実施しているところであります。

派遣児童生徒につきましては、市内に住所を有する小学5年生から中学3年生までを対象に12名を公募したところ、38名から応募があり、抽選の結果、男子5名、女子7名の計12名が決定いたしました。

派遣団は、指定校である横内中学校長を団長とし、引率者は市内教員と市教育委員会指

導主事を合わせて5名、これに児童生徒12名を加えた計17名となっております。

次に、訪問日程につきましては、7月23日から26日までの4日間としておりますが、詳細につきましては、配付資料1の2ページ目をごらんください。

23日及び26日は移動日となっております。24日は大連市内小学校、また、25日は大連市内中学校を訪問し、本市のねぶた祭について紹介したり、合唱を披露したりして交流を深めることとしております。

配付資料1の3ページをごらんください。

大連市内児童の本市への訪問につきましては、8月5日に、横内中学校を会場として、折り紙で金魚ねぶたを制作するなどの交流活動を行う予定となっております。

次に、青森市中学校生徒海外派遣・受入事業、アメリカ合衆国メイン州との交流について御報告申し上げます。

配付資料2をごらんください。

本事業は、本市の中学生とアメリカ合衆国メイン州の中学生が交流学習やホームステイの経験を通じて語学力の向上を図り、互いの文化、歴史、産業等への理解を深めるとともに、親善交流を行うことで、国際社会を担う広い視野を持ち、調和のとれた人材の育成を目指すことを目的に実施するものであります。

本事業は、平成4年度から浪岡中学校とメイン州グリーンリー中学校の生徒が、相互訪問を行う姉妹校同士の交流事業として実施してきましたが、平成27年度から交流校にハリソン中学校が加わり、平成28年度からは浪岡中学校の生徒に加え、青森地区の中学校生徒にも対象を拡大して実施しております。

研修生については、市内に住所を有する中学1年生及び2年生を対象に10名を公募したところ、17名から応募があり、抽選の結果、男子5名、女子5名の計10名が決定いたしました。

本日の報告は受入事業に関するものであり、メイン州の中学生9名、引率者3名からなる訪問団12名を7月31日から8月7日までの日程で受け入れることとしております。

研修日程の詳細につきましては、配付資料2の2ページ目をごらんください。

受入期間中は、ホームステイのほか、浪岡中学校及び浦町中学校での交流活動、書道体験、ねぶた祭への参加など、日本の文化に対する理解を深めていただくための体験活動や市内での施設見学等を予定しております。

資料の1ページ目にお戻りください。

本市研修生のメイン州派遣につきましては、平成31年1月4日から1月12日までを予定しておりますが、詳細につきましては、決まり次第改めて御報告させていただきます。

以上でございます。

## ○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

## ○斎藤委員

長い間すばらしい交流が続いてきた背景には、いろいろな方々の細かい計画やお気遣いによるものがあることに感謝申し上げたいと思います。

昨年も申し上げましたが、御存じのとおり、日本とアメリカでは学校が始まる年度が半年間ずれているので、夏休みに本市に来るアメリカの子どもたちは、1月に交流した子どもたちになり、そのときに交流する本市の子どもたちは、新しく交流する子どもたちになるものと思います。7月に交流した子どもたちが、2回目の交流をする機会があるかもしれないということは、1月に交流した子どもたちにとって意味のあることになると思いますので、今年度申し込みをした子どもたちはもちろんのこと、できれば1月に交流した昨



年度の子どもたちも、2回目としてまた会える機会になるかもしれないということで、出席できるかどうかは別にお声がけをしたほうがよいのではないかと思います。

御検討をよろしく願いいたします。

○浪岡教育事務所長

貴重な御意見ありがとうございます。

ことしも幾つかのプログラムでは、昨年度参加した研修生に声がけし、参加していただくように段取りを組んでいるところであり、今後もそのように交流を継続していきたいと考えております。

○成田教育長

そのほか、御意見、御質問等ありますか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成30年第7回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 30 年 7 月 17 日開催の平成 30 年第 7 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 30 年 8 月 2 日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 30 年 8 月 2 日

署名委員 斎 藤 誠 子

署名委員 大 嶋 憲 通